

平成 30 年度

データ関連人材育成プログラム
公募要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 30 年 5 月

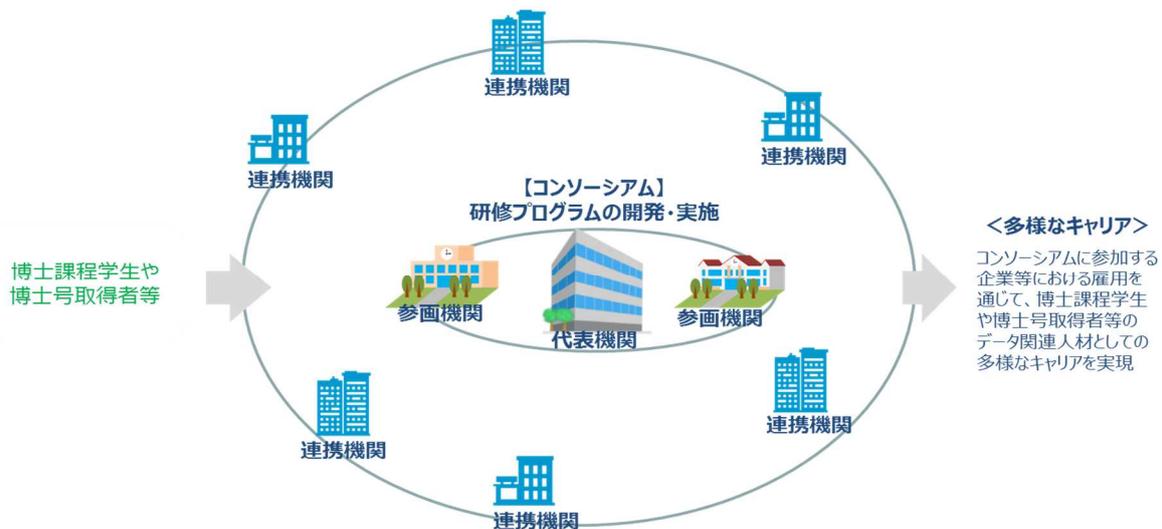
< 目 次 >

1. 事業の概要	1
(1) 全体像	
(2) 目的・課題意識	
(3) 本事業の狙い（問題解決の仮説）	
(4) 支援対象となるプログラム例	
2. 公募の概要	4
(1) 基本スキーム	
(2) 申請	
3. 補助の内容	7
4. 審査	8
5. 申請方法	9
6. 取組の実施	9
7. 留意事項	10
8. 問合せ	11
9. スケジュール（予定）	11

1. 事業の概要

(1) 全体像

- 「データ関連人材育成プログラム」（以下「本事業」という。）は、現在、あらゆる分野・業種において喫緊に求められているAI、IoT、ビッグデータ、セキュリティ等を高度に駆使する人材（以下「高度データ関連人材」という。）の発掘・育成・活躍促進、ひいてはデータを利活用した未来社会（データ利活用社会）の創造への貢献を目指すものです。
- 本事業においては、個別の機関では対応が難しい高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進の仕組みを体系的・発展的に構築するため、様々な企業や大学等がコンソーシアムを形成します。このコンソーシアムにおいて、博士課程学生や博士号取得者等（以下「博士人材等」という。）に対して、各々の専門性を有しながら、関連する知識やスキル等を習得させるための研修プログラムを実施します。この中で、インターンシップやProject Based Learning（PBL）等の実施により、現場に立脚した実践的な研修プログラムを開発します。また、研修プログラムのみならず、キャリア開発の支援等と合わせ、高度データ関連人材の多様なキャリアを形成・開拓していきます。
- 本事業は、科学技術人材育成費補助金（以下「本補助金」という。）により、こうした取組を行うためのスタートアップを支援することで、我が国における高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進に関する取組の定着・波及を促すものです。さらには、コンソーシアムや取組の拡大・発展により、それらを様々な分野・業種に広がるデータ利活用社会のエコシステムとして定着させ、我が国の競争力向上に貢献していくことを目指します。



(2) 目的・課題意識

(現状)

- 第4次産業革命（Society5.0）時代に我が国の競争力を高めていくためには、あらゆる分野・業種における経済社会等の諸活動に、ビッグデータを活用（AI、IoTの活用やセキュリティ対応を含む）していく必要があり、そのためには、データ関連人材（特に即戦力の高度データ関連人材）の活躍が必要です。
- 現状としては、国内外を問わず、ビッグデータの活用が進んでいる業種（バーチャルデータを中心に扱う業界）で人材の獲得競争が激しさを増す一方で、その他の業種（特にバーチャルとリアルをつ

なぐデータを扱う業界)において、ビッグデータの収集・活用が模索されているところです。このような状況下においては、いずれの業種においても、ビッグデータの高度な活用に関する知識やスキルに加え、ビジネス化等の実社会での活用能力を併せ持つ高度データ関連人材が求められています。

○これに対し、産学官が連携して、IoTスキルセットやデータサイエンティストに関連するスキル標準が整備されつつあるとともに、長期的な視点では、初等中等教育におけるプログラミング教育等や、高等教育における数理及びデータサイエンスに係る教育の強化、社会人の学びなおし(リカレント教育)の推進等の取組が進められています。また、例えば、理化学研究所AIPセンター等による先端研究開発と連動したトップレベルの人材育成などの取組も行われています。

○こうした中、人材の育成・確保で先行している米国などの例では、産学による様々なスキームによって、多様な分野の博士号を取得した高度データ関連人材が輩出されており、こうした人材が社会の様々な業種で高度にデータ分析するチーム等を率い、リーダーシップを持ってビジネス等を先導する状況が見られますが、我が国では、このような状況に至っていません。

(課題)

○現在、我が国で指摘されている高度データ関連人材の不足は、以下のような原因が複合的に重なっていることから生じていると考えられます。

- ・これまで我が国のIT活用は、いわゆるベンダー企業中心に行われており、IT人材の多くがIT企業に所属している。そのため、データが存在するユーザー企業に高度データ関連人材を含むIT人材が足りず、ビッグデータに関する認知・理解が進んでいないことなどから、データの活用が進んでいない。
- ・高度データ関連人材の企業内における活躍のためには、企業経営者の相当の理解と企業全体としてのコミットが必要。一方、我が国の企業においては、一部を除いて、上記のようにデータ関連人材がいないことに加え、高度データ関連人材が企業の成長にとって欠かせないという認識が確立していないという指摘もある。このため、現在のところ、我が国企業では、高度データ関連人材の需要が未知数であり、人材の受け入れ先の規模も不透明となり、結果としてキャリアパスも不明確となっている。
- ・高度データ関連人材を育成する上では、研究活動を通じて、データサイエンス、データエンジニアリング等を駆使して、自ら設定した課題に挑戦する経験を有する博士人材等が、そのポテンシャルを有すると考えられるが、博士人材等を対象とした育成の取組が不足している。
- ・高度データ関連人材は、データ関連の知識・スキルのみならず、ビジネス化等のトランスファラブルな能力も必要と考えられ、OJTのみならず、様々な研究分野をバックグラウンドとして育成され得るものである。したがって、ポテンシャルを有する人材は情報学等に限らず、幅広い分野に存在すると考えられるが、これまでのデータ関連人材の育成は、スキル関連団体や情報学教育関係者を中心に、主として知識・技能の習得や研究活動の実施により、一部の大学等で取り組まれており、その取組の広がりも限定的であるため、体系的・発展的な人材の発掘・育成スキームが存在していない。

○上記のような状況の下、広範なステークホルダーを巻き込んだ取組が不足しており、下記のとおり、産官学の潜在的なニーズとシーズのマッチングが適切になされておらず、両者を連動させる取組も

不足しています。

- ・高度データ関連人材については、企業ニーズは存在するものの、産業界全体又は個々の業界において、具体的な知識・能力等を有する人材像は提示されておらず、また、具体的な人材像を先取りした体系的な人材育成の取組がみられない。このため、人材の需要と供給が低水準で推移し、かつ、マッチしていないと考えられる。
 - ・高度データ関連の知識やスキルは、国内外で日々高度化されているが、我が国の高度データ関連人材が少ないことから、その動向を各機関の取組につなげることができていない。
- このように、高度データ関連人材が輩出されないことと、第4次産業革命（Society5.0）に対応できる人材が圧倒的に不足していることが負の連鎖となり、結果として、世界基準での高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進が課題となっており、その打破のための取組が必要とされています。

（3）本事業の狙い（問題解決の仮説）

- 本事業では、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進は、我が国の企業及び大学等が協調して取り組むべき事項であるとの認識の下、そのためのデータセットの構築方策、また、高度データ関連の知識、スキル、その活用方策の共有も視野に入れつつ、多様なステークホルダーによる協働により、データ利活用社会の形成を目指します。
- これを達成するため、高度データ関連のコンソーシアム（人材育成のみを目的としたものに限らない）を立ち上げ、様々なステークホルダーを集め、データ利活用社会を模索する活動を活発化させます。その中で人材の発掘・育成・活躍促進に関する取組を実施します。
- また、研究活動を通じて、高度な分析・洞察能力を養い、高度データ関連人材としての基礎的な知識・素養を有する者（主に、情報学を専門とする者に留まらない博士人材等）を主なターゲットとして設定し、その掘り起こしを行います。具体的には、コンソーシアムにおいて、当該者に対して、各々の専門性に加えて、高度データ関連の知識やスキル、経済社会の現場における課題解決の視点等を習得させるための研修プログラムを開発・実施することで、国際的に通用する高度データ関連人材としての育成を行い、企業との連携によるキャリア形成活動を通じて、様々な分野・業種における産業界等へのキャリア形成を支援します。
- このとき、世界基準での人材の育成が重要であることから、外部専門家の活用や海外機関との連携（国内外で日々高度化されるデータ関連の知識やスキルを踏まえた知見の導入、海外の先進的な取組を踏まえたプログラムの国際共同開発等）の視点も重要です。
- なお、本事業により発掘・育成された人材の活躍促進のためには、企業活動等における活躍のフィールドが存在することが重要であり、既存のフィールドにおける活動や、高度データ関連人材の活躍のフィールドが未成熟な分野・業種におけるフィールドの構築を模索する取組との連動が必須です。

（4）支援対象となるプログラム例

本補助金による支援対象としては、以下のようなプログラムを想定しています。

【連携方法】

- ・海外の先進的な取組を行う機関とも連携して、国際的に通用する高度データ関連人材を育成する手

法の開発を行う取組

- ・いわゆる IT ベンダー企業のみならず、ユーザー企業、大学、研究機関、日本国外の大学や企業等も含めた連携により、我が国の高度データ関連人材の活躍の場の拡大を目指す取組
- ・分野や業種を特定し、当該分野や業種（例えば、生物統計、製薬、金融、小売等）で活躍する高度データ関連人材を育成する取組
- ・多数の大学等が連携することにより、広く学生や若手研究者を募り、より優秀な人材をターゲットに育成を行い、キャリアパスにつなげる取組
- ・大学と企業との間において、組織対組織で構築している（又はしつつある）産学連携体制を発展させる取組

【育成手法】

- ・データサイエンスやディープラーニング等、高度データ関連の知識や分析手法等の付与
- ・特定分野における高度データ関連の技術の活用方策等の付与
- ・高度データ関連のビジネススキルの付与
- ・参画する企業や大学等から実データを集積し、その実データを基にした PBL
- ・実務経験を積むための中長期インターンシップ
- ・各機関が有する既存のキャリア形成システムを活用した育成やキャリア開発支援 等

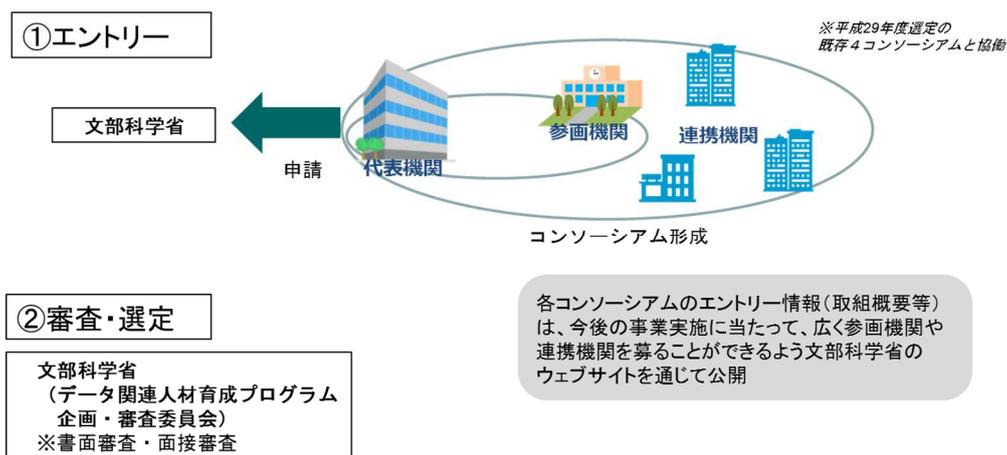
2. 公募の概要

(1) 基本スキーム

①概略

本事業の実施に当たっては、我が国における新たな高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進のモデルの構築及び運用を目的に含むコンソーシアムを形成してください。コンソーシアムは、本事業実施の中心的な役割を果たす「代表機関」と、コンソーシアムに参画し、代表機関と協働して新たなモデルの構築及び運用を行う「参画機関」から構成してください。なお、必要に応じて、コンソーシアム外でコンソーシアムにおける諸活動と連携する「連携機関」を募ることも可能です。

代表機関は、参画機関と協力・協議の上、下記 2. (2) ③に記載の運営協議会を設置することでコンソーシアムを立ち上げていただきます。その際、必要に応じて、連携機関を募り、立ち上げたコンソーシアムにおける詳細な目標・計画や取組内容、資金計画等を代表機関から示していただき、本事業の審査要領に基づき審査し、文部科学省において選定するコンソーシアムを決定します。



②対象機関

代表機関、参画機関は、いずれも、以下の要件（i～iv）を満たす機関を対象とします。（以下「機関」という。）なお、連携機関は、当該要件に加えて、日本国外の大学や企業等も対象とします。

i. 以下のいずれかに該当すること。

- ・ 日本国内に法人格を有する企業等
- ・ 一般社団・財団法人（公益認定を受けている公益社団・財団法人を含む）
- ・ 大学（ただし、学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学は除く。）
- ・ 高等専門学校
- ・ 大学共同利用機関
- ・ 独立行政法人
- ・ 公設試験研究機関

ii. 補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に該当していないなど、本事業を円滑に遂行するために必要な基盤を有していること。

iii. 訴訟や法令順守上の問題を抱えている機関ではないこと。

iv. 申請する機関の役員が、暴力団等の反社会的勢力の者ではないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。

③補助事業期間

本事業の事業期間は最大8年間とし、事業期間に応じて、本補助金の交付期間は、以下のとおりとします。

- 8年間：補助金の交付は5年間
- 5年間：補助金の交付は3年間
- 3年間：補助金の交付は2年間

(2) 申請

①申請の単位

代表機関単位で申請してください。

一つの機関が複数のコンソーシアムの代表機関として重複して申請することはできません。ただし、参画機関又は連携機関として複数のコンソーシアムに参画する場合は、この限りではありません。また、平成 29 年度データ関連人材育成プログラムに採択された代表機関についても、代表機関としての申請は認めませんが、参画機関又は連携機関として、新たに複数のコンソーシアムに参画することは可能です。

②申請機関及び申請者

本事業への申請は、代表機関が行ってください。申請者は、代表機関の長とします。

③申請要件

(目標・計画)

- ・我が国のデータ利活用社会の一端を担うことを目指し、国際的に通用する高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進に向けて、目標・計画が具体的に明示されていること。

(コンソーシアムの要件)

- ・地域・分野等に広がりがあり、当該地域・分野等、ひいては我が国全体への寄与を目指し、国際的に通用する高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進を目的としたコンソーシアムであること。なお、設立するコンソーシアムの在り方により、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進以外の事項を目的に含むコンソーシアムとすることも妨げない。
- ・企業、大学、公的研究機関、海外機関等の多様な機関との協働による、博士人材等の発掘、人材育成プログラムの開発、活躍の場の構築に関する取組であること。
- ・代表機関がコンソーシアムを運営するための事務体制や経済基盤を有していること。
- ・コンソーシアムへの参画要件など、コンソーシアムのルールを定めた規程が整備されていること。また、必要に応じて、コンソーシアム外でのインターンシップ受入れなど、連携機関との連携を希望する事項が明示されていること。
- ・代表機関と参画機関の緊密な協働によりモデルを作り上げ、運用を行う取組であること。
- ・本事業に選定されなかった際のコンソーシアム形成の取扱いが明示されていること。

(運営協議会の設置)

- ・事業の実施主体として、コンソーシアムの運営協議会を設置すること。
- ・運営協議会は、コンソーシアム全体の管理・運営の責任主体であり、代表機関に置くこととし、運営はコンソーシアムを構成する参画機関の協力を得て行うこと。
- ・運営協議会の具体的な機能については、当該運営協議会において取り決め、コンソーシアムのルールを定めた規程において定めること。

(研修プログラムの要件)

- ・原則として、受講対象者（博士人材等）の選抜がなされること。
- ・データ関連の技術や知識の習得・活用のみならず、PBL やインターンシップ等を通じて、新たなビジネスなどの価値を創出する実践的な研修内容を含む総合的な研修プログラムを開発・実施すること。
- ・代表機関に加え、参画機関や連携機関における実務的な課題解決を通じた、受講者のキャリア開発を支援する取組であること。
- ・国際的に通用する高度データ関連人材の育成について検討されていること。
- ・コンソーシアム全体として、現実的に運営できる研修プログラムであること。

(定量的要件)

- ・本事業の選定2年目以降は1つのコンソーシアム当たり、「補助金額（円）／100万（人）」程度以上の受講希望者が集まる取組とすること。
 - ・1つのコンソーシアムにおける1年間を通じた合計の受講者のうち、博士課程学生又は博士号取得者等若しくはその両方が5割以上を占めること（企業等で安定的な職を得ている博士号取得者については、左記にカウントしないこととする。）。
- ※博士号取得者等とは、博士の学位を取得した者又は博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上、退学した者（いわゆる「満期退学者」）を想定している。

(その他の要件)

- ・年度ごとに事業計画を策定し、事業期間終了までに達成しようとする具体的な目標を設定すること。
- ・研修プログラムの受講終了後も、コンソーシアムや受講者間でネットワーク形成が期待できること。
- ・我が国全体の高度データ関連人材の育成・活躍促進モデルとなることが期待できる取組であること。

④選定件数

選定するコンソーシアムは、1～2件程度を予定しています。

3. 補助の内容

(1) 補助率・補助上限等

- ・本補助金による各コンソーシアムへの補助率は1／2とします。
- ・本補助金の各コンソーシアムへの補助上限額は、各年度当たり4,000万円程度とします。
- ・平成31年度以降の本補助金については、財政事情等により、減額する場合があります。

(2) 補助対象経費

- ・申請内容の実施に必要な経費については、下記6.に基づき、文部科学省から本補助金を代表機関に交付します。
- ・補助対象となる経費は、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進に係る取組であり、具体的には以下に示すものとします。

- 市場等の調査に係る経費
- 運営協議会の運営に係る経費
- 代表機関において、コンソーシアムの運営・実施業務を担当する業務担当者や業務支援者の雇用に係る経費（専任の者に限らず、既存職員のエフォート分（時間按分等による）の支出を含む）
- 代表機関におけるコンソーシアムの運営・実施業務に必要な経費（事務所の賃借料、参画機関や連携機関との通信費等）
- 事業の参画機関や連携機関となり得る機関や、研修の受講対象者となり得る博士人材等への広報・周知活動のための経費
- 研修の受講対象者となり得る博士人材等の公募・審査のための経費
- 研修プログラムの開発・実施のための経費
- 研修プログラムで活用する教材等の購入・利用のための経費
- 研修会場、サーバ等の研修プログラム実施に必要な施設・設備の賃借や利用のための経費
- 代表機関や、参画機関、連携機関等と受講対象者との雇用調整（マッチング）のための経費
- 受講対象者への研修参加奨励金に係る経費（インターンシップ受入れに伴う雇用経費を含む）
- 受講対象者の研修受講に係る経費
- 参画機関や連携機関等からのデータや講師等の提供に係る経費
- 事業実施に必要な参画機関や連携機関等への業務委託に係る経費
- コンソーシアムにおける取組やデータサイエンティスト等についての広報、及び普及・啓発のための経費

- ・上記の補助対象経費において、使用できる経費の種類（費目・種別）は、原則として、別表に示すものとします。

4. 審査

本補助金の交付先選定のための審査は、本事業の審査要領に基づき、「データ関連人材育成プログラム企画・審査委員会（以下「委員会」という。）」において行います。

審査は、書面審査及び面接審査を行いますが、審査の過程で追加の資料を求める場合があります。

審査方法や審査の観点については、「平成 30 年度データ関連人材育成プログラム審査要領」を参照してください。

選定コンソーシアムは、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

5. 申請方法

本事業への申請にあたっては、下記の方法で行ってください。

(1) 申請書類

様式 1～4 を使用してください。

(2) 申請期間

平成30年 5 月 9 日（水）～平成30年 6 月 8 日（金）17:00（期限厳守）

(3) 提出方法

申請書類は、PDF形式のファイルに変換していただき、電子メールにて下記 8. に記載の電子メールアドレス宛てに提出してください。なお、郵送・持参・FAXによる申請書類の提出は受け付けませんが、電子メールでの提出が困難な場合には、御相談ください。

なお、必要に応じて、後日、申請書類の原本を提出していただく場合がありますので、原本は、各機関において大切に保管してください。

- ・送信メールの件名は、「【データ関連人材育成プログラム】機関名」としてください。
- ・添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ずPDF形式のファイルで送信してください。
- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計10MB以下でお願いいたします。なお、容量を超える場合は、分割して送信してください。
- ・電子メールによる申請書類の到着後、翌営業日中に受領通知を送信者に対して電子メールで返信します。電子メール送付から 2 営業日以内に受領通知が届かない場合は、すぐに連絡してください。

6. 取組の実施

(1) 選定された取組の代表機関は、本補助金を交付されている実施期間中、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、文部科学省に提出してください。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。

(2) 本補助金の交付等については、別に定める本補助金の交付要綱等に基づき行います。

(3) 代表機関は、計画書等に基づき取組を実施するほか、本補助金を交付されている実施期間中、毎

年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、本補助金の交付が終了する年度以降も補助事業期間が終了するまでは、毎年度、本事業に係る取組・成果等のデータを提出して頂く必要があります。また、取組の実施に際し、文部科学省が現地調査の実施などにより、進捗状況を把握します。

(4) 代表機関は、取組終了時（補助事業期間に応じ、それぞれ4年、6年、又は9年度目）、取組の実施状況等に関する成果報告書を速やかに作成し、文部科学省に提出してください。また、本事業に申請した代表機関に対しては、アンケート調査等を実施する場合がありますので、その際は、ご協力願います。

(5) 成果報告書等に基づき、委員会において、取組終了年度の翌年度（補助事業期間に応じ、それぞれ4年、6年、又は9年度目）に取組の事後評価を実施します。事後評価に当たっては、書面評価及び必要に応じてヒアリングを行うこととします。また、文部科学省が別途指定する時期（3年度目を想定）に中間評価を予定しています（補助事業期間が3年のコンソーシアムについては対象外）。

(6) 収益状況の報告

代表機関は、毎年度、本補助金による取組を通じて相当の収益を生じたときは、科学技術人材育成費補助金取扱要領項 19.に基づき、収益報告書を提出していただきます。その際、相当の収益が認められた場合には、精査の上、交付した本補助金の額を上限として収益の全部又は一部を納付していただきます。

(7) 既存コンソーシアムとの協働

選定されたコンソーシアムについては、当該事業の実施に当たって、既採択選定コンソーシアムと協働していただくことを想定していますので、ご留意ください。このため、既存の各コンソーシアムの取組状況を、必要に応じて確認してください。既存の各コンソーシアムの取組状況は、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

(参考)

【文部科学省ウェブページ】

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/data/1394186.htm

7. 留意事項

(1) 補助事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を代表機関に備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並び、にこれらの帳簿及び書類は当該交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

(2) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反した場合には、「補助金の交付をしないこと」や「補助金の交付を取り消すこと」があります。

8. 問合せ

本事業に関する問い合わせ先等は、以下のとおりです。

また、文部科学省のウェブページも参照してください。

【問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室

電話：03-6734-4021

E-mail：kiban@mext.go.jp

【文部科学省ウェブページ】（公募情報、公募要領のダウンロード等）

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/data/index.htm

9. スケジュール（予定）

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ・公募開始 | : 平成30年5月9日（水） |
| ・公募説明会 | : 平成30年5月16日（水） |
| ・公募締切り | : 平成30年6月8日（金）17:00（期限厳守） |
| ・審査 | : 平成30年6月中旬～7月中旬 |
| ・選定結果の通知・公表 | : 平成30年7月中旬 |
| ・交付申請等 | : 平成30年7月下旬 |
| ・交付決定 | : 平成30年8月 |

(別表)

費 目	種 別	備 考
設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。 ※不動産及び不動産附帯設備の購入はできません（定義は機関の規程等によるものとします）。
人件費		雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算定に当たっては、機関の給与規程等によるものとします。
事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。
	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	諸謝金	外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。
	会議費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については補助金からは支出できません。
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
	借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費。 研修受講者への研修参加奨励金に係る経費。
	委託費	業務の一部の委託に係る経費。
光熱水費	本事業の実施に必要な光熱水費。 ※本事業に関係しない光熱水費については、補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。	